

◎一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案対照表

○一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は修正部分）

修正後	原案第一条による改正
<p>（勤勉手当） 第十九条の七〔略〕</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、各庁の長又はその委任を受けた者が人事院規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各庁の長又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>イ〔略〕</p> <p>ロ 指定職俸給表の適用を受ける職員 当該職員の勤勉手当基礎額に百分の八十五を乗じて得た額の総額</p> <p>二〔略〕</p> <p>3～5〔略〕</p>	<p>（勤勉手当） 第十九条の七〔略〕</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、各庁の長又はその委任を受けた者が人事院規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各庁の長又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>イ〔略〕</p> <p>ロ 指定職俸給表の適用を受ける職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、六月に支給する場合には百分の八十五、十二月に支給する場合には百分の九十を乗じて得た額の総額</p> <p>二〔略〕</p> <p>3～5〔略〕</p>

別表第十一 指定職俸給表（第六条関係）

号 俸	俸 給 月 額
	円
1	<u>705,000</u>
2	<u>760,000</u>
3	<u>817,000</u>
4	<u>894,000</u>
5	<u>964,000</u>
6	<u>1,034,000</u>
7	<u>1,106,000</u>
8	<u>1,174,000</u>

備考 この表は、事務次官、外局長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第十一 指定職俸給表（第六条関係）

号 俸	俸 給 月 額
	円
1	<u>706,000</u>
2	<u>761,000</u>
3	<u>818,000</u>
4	<u>895,000</u>
5	<u>965,000</u>
6	<u>1,035,000</u>
7	<u>1,107,000</u>
8	<u>1,175,000</u>

備考 この表は、事務次官、外局長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

○一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（抄）（第二条関係）（傍線部分は修正部分）

修正後	原案 第二条 による 改正
<p>(勤勉手当)</p> <p>第十九条の七 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、各庁の長又はその委任を受けた者が人事院規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各庁の長又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員<small>の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</small></p> <p>一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 次に掲げる職員<small>の区分に応じ、それぞれ次に定める額</small></p> <p>イ [略]</p> <p>ロ 指定職俸給表の適用を受ける職員 当該職員の勤勉手当基礎額に百分の八十五を乗じて得た額の総額</p> <p>二 [略]</p> <p>3～5 [略]</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第十九条の七 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、各庁の長又はその委任を受けた者が人事院規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各庁の長又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員<small>の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</small></p> <p>一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 次に掲げる職員<small>の区分に応じ、それぞれ次に定める額</small></p> <p>イ [略]</p> <p>ロ 指定職俸給表の適用を受ける職員 当該職員の勤勉手当基礎額に百分の八十七・五を乗じて得た額の総額</p> <p>二 [略]</p> <p>3～5 [略]</p>